

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年9月15日(2023.9.15)

【公開番号】特開2023-100633(P2023-100633A)
 【公開日】令和5年7月19日(2023.7.19)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-134
 【出願番号】特願2023-63877(P2023-63877)
 【国際特許分類】

A 2 3 L 2 7 / 0 0 (2 0 1 6 . 0 1)

10

【 F I 】

A 2 3 L 2 7 / 0 0 E

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

約1.5%(w/v)スクロース当量と同等かまたはそれを超える甘さを有する量で存在する少なくとも1の甘味料；および

モグロシドIV、シアメノシドおよびネオモグロシドから選択される1以上の甘味増強剤(単数または複数)

を含む、甘味付けされた組成物。

【請求項2】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、組成物中に、1.5%(w/v)スクロース当量未満の甘さを有する総量で存在する、請求項1に記載の甘味付けされた組成物。

30

【請求項3】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、甘味付けされた組成物中に、約15ppmと同等かまたはそれを超える、および任意に約50ppmと同等かまたはそれ未満の総量で存在する、請求項1または2に記載の甘味付けされた組成物。

【請求項4】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、甘味付けされた組成物中に、約15ppmから約35ppmまでの範囲にある総量で存在する、請求項1~3のいずれか一項に記載の甘味付けされた組成物。

【請求項5】

少なくとも1の甘味料が、栄養または非栄養甘味料である、請求項1~4のいずれか一項に記載の甘味付けされた組成物。

40

【請求項6】

少なくとも1の甘味料が、スクロース、高果糖コーンシロップ、アセスルファムカリウム(AceK)、アスパルテム、ステビオールグリコシドおよびスクラロースからなる群から選択される、請求項1~5のいずれか一項に記載の甘味付けされた組成物。

【請求項7】

甘味付けされた組成物が、湿った/液体のスープ、乾燥状態かつ料理用の食物、食事ソリューション製品、食事装飾製品、飲料、またはミルク、チーズおよびヨーグルトなどの乳製品、である、請求項1~6のいずれか一項に記載の甘味付けされた組成物。

【請求項8】

50

1以上の甘味増強剤が、少なくとも80wt%の純度である、請求項1~7のいずれか一項に記載の甘味付けされた組成物。

【請求項9】

甘味付けされた組成物中における甘味増強剤としての、モグロシドIV、シアメノシドおよびネオモグロシドの1以上の使用。

【請求項10】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、甘味付けされた組成物中において、1.5%(w/v)スクロース当量未満の甘さを有する総量で使用される、請求項9に記載の使用。

【請求項11】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、甘味付けされた組成物中において、約15ppmと同等かまたはそれを超える、および任意に約50ppmと同等かまたはそれ未満の総量で使用される、請求項9または10に記載の使用。

【請求項12】

1以上の甘味増強剤(単数または複数)が、甘味付けされた組成物中において、約15ppmから約35ppmまでの範囲にある総量で使用される、請求項9~11のいずれか一項に記載の使用。

【請求項13】

甘味付けされた組成物が、湿った/液体のスープ、乾燥状態かつ料理用の食物、食事ソリューション製品、食事装飾製品、飲料、またはミルク、チーズおよびヨーグルトなどの乳製品、である、請求項9~12のいずれか一項に記載の使用。

【請求項14】

1以上の甘味増強剤が、少なくとも80wt%の純度である、請求項9~13のいずれか一項に記載の使用。

10

20

30

40

50